# 岩手社保協ニュース

2021年5月26日(水) No5(通刊116号)

〒020-0015 盛岡市本町通 2-1-36 浅沼ビル 6F TEL•FAX 019-654-1669

E-mail <u>i-shahokyo@aurora.ocn.ne.jp</u>

# 第8期介護保険料 県平均 6,033 円(月額)に制度発足から2倍以上の負担増で過去最高に

#### 全国平均 月 6,014 円

厚生労働省は 5 月 14 日、65 歳以上の高齢者が 支払う、第 8 期 (2021 年度~23 年度)の介護保険 料が、全国平均で月 6,014 円になるとの集計結果 を発表しました。第 7 期 (2018 年度~20 年度)の 5,869 円と比べて 145 円 (2.5%)高くなりました。

#### 岩手県平均 月6,033円

岩手県の平均保険料は、月 6,033 円と全国平均を上回り、第7期の5,955円と比べて78円(1.3%) 高くなりました。2000年の発足時の県平均は 2,868円で、2.1倍もの負担増となりました。

県内24保険者(20市町村・4広域連合)の保険料を見ると、5市町・4広域連合が「引き上げ」、6市町村が「据え置き」、9市町が「引き下げ」ました。最も高いのは西和賀町の8,100円、最も低いのは金ヶ崎町の5,100円でした。

#### 公費負担増で軽減を

現行制度は、介護サービスの利用が増えたり、介護報酬が引き上げられると、ただちに保険料に跳ね返る根本矛盾を抱えています。保険料の高騰を抑えながら介護保険制度の充実を図るには、公費負担の割合を大幅に増やす改革が必要です。

介護保険の給付費の割合は、私たちが支払う保 険料が50%、公費が50%(国25%、県12.5%、 市町村12.5%)です。国の負担は25%に過ぎず、 保険料の高騰を抑えながら介護制度の充実を図る には、国の負担割合の大幅な引き上げを求めてい く必要があります。

### 第8期介護保険料基準額(月額)

/D.F.A. ± . 5	第7期保	第8期保険	増 減	基準額
保険者名	険料基準	料基準額	(m)	伸び率
	額(月額)	(月額)	(円)	(%) 0. 0
	6, 174	6, 174	100	
宮古市	6, 250	6, 150	<del>-100</del>	<del>-1.6</del>
大船渡市	5, 480	5, 280	-200	<b>-3.</b> 6
花巻市	5, 959	5, 748	<b>—211</b>	<b>—</b> 3. 5
北上市	6, 110	6, 050	-60	<b>-</b> 1. 0
遠野市	5, 425	5, 425	0	0. 0
陸前高田市	6, 200	6, 000	-200	<b>-</b> 3. 2
釜石市	5, 329	5, 329	0	0.0
奥州市	5, 200	5, 400	200	3. 8
滝沢市	6, 030	6, 030	0	0. 0
雫石町	6, 360	6, 500	140	2. 2
紫波町	6, 480	6, 480	0	0. 0
矢巾町	6, 500	6, 500	0	0. 0
西和賀町	8, 100	8, 100	0	0.0
金ヶ崎町	5, 200	5, 100	-100	<b>—</b> 1. 9
住田町	6, 300	6, 300	0	0.0
大槌町	6, 072	6, 200	128	2. 1
山田町	5, 377	5, 600	223	4. 1
岩泉町	6, 400	6, 900	500	7. 8
田野畑村	6, 700	6, 700	0	0.0
二戸地区※1	6, 070	6, 714	644	10. 6
盛岡北部※2	6, 126	6, 499	373	6. 1
久慈広域※3	5, 970	6, 160	190	3. 2
一関地区※4	5, 962	6, 167	205	3. 4
県平均 (加重平均)	5, 955	6, 033	78	1. 3

厚労省資料の各保険者保険料基準額より抜粋。

※1二戸地区広域行政事務組合 ※2盛岡北部行政事務組合

※3 久慈広域連合 ※4 一関地区広域行政組合

## 東日本大震災津波からIO年

## 「地域医療(主に県立病院)を守るために」

= 岩手県社保協事務局長 鈴木露通 =

### 最終回

2011年5月にまとめた文書を3回に分けて掲載しています。

### 3. 大震災・津波からの復旧・復興、地域医療を守るために

- (1)陸前高田市内の県立高田病院に勤務する看護師は、「3月11日、屋上へ避難する階段で、患者を避難させるために津波に引っ張られそうな体をみんなで腕を組んで進んだ。紙オムツを体に巻きビニール袋をかぶり、凍える夜を一晩しのいだ」(県医労新聞5月号)など大津波の中での看護師たちの懸命な活動がありました。甚大な被害を受けた被災地の仮設診療所の医療現場は、医師や看護師などの疲労もピークとなり限界を迎えた状況を3月20日付岩手日報紙は「被災地医療崖っぷち」と記載しました。盛岡医療生協は3月14日に対策本部を設置し、19日には第一次被災地救援隊を大船渡に派遣し、地元民商(事務所は被災を免れる)の協力を得て医療支援活動を始めました。医師など全日本民医連からの支援をうけた医療支援(避難所訪問含む)は、「災害医療支援ネットワーク」(岩手医大、県医師会、日赤、国立病院機構、県医療局、県医療推進課)とも連携をとり、現在も被災地における活動を継続しています。
- (2) 震災 1ヵ月にあたる 4月11日、県は「東日本大震災津波からの復興に向けた基本方針」を決定、第1回岩手県東日本大震災津波復興委員会を開催しました。決定した基本方針に貫く二つの原則として、第一に「被災者の人間らしい『暮らし』、『学び』、『仕事』を確保し、一人ひとりの幸福追求権を保障する」第二に「犠牲者の故郷への思いを継承する」を掲げました。同復興委員会のもとに「総合企画専門委員会」と「津波防災技術専門委員会」の二つの専門委員会を設置しました。さらに、5月10日に開催した県医療審議会(会長 石川県医師会長)は、県の震災復興に向けた復興ビジョン及び復興計画の策定に当たり、医療分野についての提言を行う「医療専門分野会議」の設置(8人の委員で構成)を決めました。「岩手県復興に向けた医療分野専門家会議」(委員は保健福祉部長が委嘱、8名の委員で構成され岡山大学大学院の浜田淳教授が委員に)の設置を求めました。
- (3) 県は政府等への要望書(項目 医療施設や社会福祉等の復旧・復興に向けた支援及び継続的な人的支援)には、医療施設の再開及び再開後の診療継続に対する支援の中で、地域の中核的な医療機関の機能回復に向けて、医師や看護師等の医療スタッフが十分な期間、継続して派遣されるよう手厚い支援を求めています。県が6月の策定をめざしている「復興ビジョン」(案)について第3回県復興委員会で、石川県医師会長は「山田、陸前高田、大船渡の海に近い、平場にある県立病院は被災した。医療機関は安全な場所に設置すべき。国の一方的な提案に引っ張られることなく、岩手方式の医療モデルを構築すべし」と意見を述べています。復興に向けた被災市町村は県が示した7月上旬までの仮設住宅への入居などに向けた取り組みに全力をあげており、特に県立病院が被災して使用不可能となっている陸前高田市や大槌町では、自治体の機能回復めざしながら復興の基本方針や復興計画の策定の議論はこれからという状況です。

- (4) 県医療局は県立病院の医師不足を解消するために、常勤医師の募集を行ってきました。被災2ヵ月目にあたる5月11日、「岩手県は全国に類を見ない25の県立病院・診療センターがあります。私たちは、地域に根ざした『いたわり』と『あたたかみ』のある、患者さん中心の医療をめざしております。私たちは、地域医療に熱意を持った医師を求めております。岩手の風に吹かれてみませんか?ぜひ、イーハートーヴ岩手にいらしてみてください」との呼びかけを行っています。4月1日に県医療局が『内示の通り実施する』との人事異動による問題は、病院個々の対応にまかせながら他病院への支援派遣など実態に合わせた発令により解消しつつあります。前述の「県立病院事業の新しい経営計画」は計画の基本方針に、県立病院の創業の精神である「県下にあまねく良質な医療の均てんを」という基本理念をもとに進めるとしました。東日本大震災・津波前までに県政のトップが行った行動は、こうした精神に反するもので地域医療を守る立場でなかったことは明らかです。
- (5) 3月13日、いわて労連、民主団体、共産党で立ち上げた東日本大震災岩手県共同対策本部は、被災地に居住する構成員の安否確認から始まり、全国から送られる救援物資の受け入れ、被災地への搬送などの救援、ボランティア支援活動の相互協力に取り組んできました。こうした活動を知らせるニュース(16号まで)発行してきました。

県が復興ビジョンと復興計画の策定をすすめる中で、5月13日に「公立病院改革ガイドライン」対策会議(労組連絡会)を開催しました。これに先立って地域医療を守る住民組織連絡会が開催され、4つの地域医療センターと花泉から代表が参加しました。民間移管(医療法人百光)された花泉では、半年が経過しても常勤医師1名(民間移管の前提条件は常勤2名、非常勤医師3名体制以上)のみで、「診療時間が始まっても見てもらえない」という深刻な状態が続いています。また、NHKは、東北3県の241病院に聞き取り調査を実施した結果として、大震災・津波後に524人が災害関連死をしていると報道しました。

福島第一原発で起きた大変な事故における全面的な賠償責任が問われる東京電力が「人災」として認めようとしない態度をとり続けていることは重大です。私たちに突きつけられた 1000 年に一度という自然大災害のもとで、被災地住民を含め県民の健康といのち、介護を守るためにやるべき課題はたくさんあります。戸羽陸前高田市長は、今なお朝早くから家族を探す人々がいるもとで「一人も残さず家族のもとにかえしたい」と決意を表明しています。私たちは、全国に類を見ない数の県立病院を中核とした地域医療の再生と、医療機能を失った被災地域での病院再建をめざし、被災県における地域医療を守っていく決意です。 おわり 季刊誌「社会保障」(2011 年No.437 夏号)の特集「東日本大震災・福島原発事故災害復興」に掲載された記事を3回に分けて載せました。



「陸前高田市市民文化会館・奇跡の一本松ホール」の全景



高田松原津波復興祈念公園・海岸 1 万本の松の苗が植えられる (2 枚とも 2021 年 4 月 25 日撮影)

次号では、4月25日に行われた10年のつどいについて報告します。

### 保護費減額不服審査請求に対する審理員不当意見に断固抗議する!

盛岡生活と健康を守る会 会長 村山 繁

**2013** 年の保護費切り下げに係る地方裁判所の判決が出されてきました。大阪地方裁判所では私たちの勝訴となりました。しかし、残念ながら名古屋地方裁判所、札幌地方裁判所そして福岡地方裁判所では敗訴となりました。

さて、2020 年度も 10 月から保護費が改定となり、67%の保護利用者が保護費の減額処分を受けました。 盛岡市では、65 歳から 69 歳の単身世帯は月額 1,200 円の減額となります。ただでさえ低く、決して「健康 で文化的な最低限度の生活」を保障していない現行の保護水準を更に引き下げたものです。今回の保護費減 額率は約 1.7%となります。月 30 万円の賃金の労働者に換算すれば 5,100 円となります。そして、保護費 が切り下げられたのは、2018 年、2019 年そして 2020 年と 3 年に渡りました。3 年間で実に 5.1%(1.7%×3 年)も切り下げられたのです。月 30 万円の賃金であれば、15,300 円もの減額です。

このまま何もせず黙っていれば、国の保護費減額決定が正しいということになります。そのため、保護利用者8名と供に私たちは、2020年11月20日岩手県知事に対し、2020年10月からの保護費減額処分の取消しを求めて不服審査請求を行いました。4月12日付で審理員による「棄却」(話は聞いたけれど認めない。)という不当な意見が出されました。

私たちは、①保護費が減額となったことにより憲法第25条及び生活保護法が保障する「健康で文化的な最低限度の生活」が維持できない。よって、この決定は、憲法及び生活保護法違反である。②福祉事務所は、この保護費が下がった理由として「基準改定」という文言を用いているが、そもそも「基準改定」とはどういう意味か理解できないし、この文言だけでは、自分の保護費が上がったのか下がったのか、下がったとしたらいくら位下がったのか分からない。したがって、「基準改定」だけでは、保護決定に係る「理由の不備」にあたり、行政手続法に違反する。との主張を行いました。

これに対して審理員は、①国が決めた保護の基準に従って福祉事務所が決定したものであるから、福祉事務所の減額決定には違法・不当な点は認められない。②国の告示や通知、前月の決定通知書を見て自分で計算すれば、保護費が上がったか下がったか並びに下がった金額も分かるはずであり、「決定理由の不備」には当たらない。との意見でした。

みなさん、何という乱暴な意見でしょうか。保護利用者の「健康で文化的な最低限度の生活が維持できない。」という訴えを全く考慮せず、ただ「国が決めたこと」という一言で済ませました。また、「基準改定」という言葉だけでは、いくら下がったのか金額も分からないという切実な訴えにも、「分かりにくいということだけで違法ではない。」と言い切りました。切り下げられる金額が分からないということは、保護利用者にとってどのくらい不安なのか、この気持ちが何故理解できないのでしょうか。

最近滋賀県で、同じく保護費減額処分に係る不服審査請求に対する知事裁決が出され、この中では、保護費減額処分については、①憲法や生活保護法に対する意見等審査権はないこと。②10月分保護費は正しく計算されていること。③従って、国の告示等に基づき福祉事務所が保護費を減額処分したことは問題ないこと。但し、「基準改定」という理由だけでは、その根拠法令や保護費減額の有無及び減額等が分からず、このことは行政手続法による「理由の付記」の不備に当たり、今回の保護費減額処分を取り消すとの内容でした。普通に考えれば、この滋賀県知事裁定が当たり前と思います。

5月から、行政不服審査会による第二次審査が始まりました。そして、審理員の意見に反論する「主張書面」を提出しました。この行政不服審査会による審査が終われば、次は最終の知事裁定となります。私たちは、今回の審理員による不当意見に屈せず、保護利用者のいのちと暮らしを守るために闘い続ける覚悟です。皆様方のご支援をお願いします。